

第1867号
令和7年8月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

1

(民事)

- 裁判所が自動車保険契約の人身傷害条項の被保険者である被害者に対する損害賠償の額を定めるに当たり被害者に対する加害行為前から存在していた被害者の疾患をしんしゃくしいわゆる素因減額をする場合における上記条項に基づき人身傷害保険金を支払った保険会社による損害賠償請求権の代位取得の範囲
(令和5年(受) 第1838号・令和7年7月4日 第三小法廷判決 破棄)

- 合議体の裁判官の1名が代わったが従前の口頭弁論の結果が陳述されないままされた原判決に民訴法312条2項1号に規定する事由が存在するとされた事例
(令和7年(行ツ) 第125号・令和7年7月10日 第一小法廷判決 破棄差戻し)

- 遺留分権利者から遺留分減殺に基づく土地の持分の現物返還請求を受けた受遺者に対して当該持分の価額の支払を命じた原審の判断に違法があるとされた事例
(令和6年(受) 第2号・令和7年7月10日 第一小法廷判決 破棄自判)

- 市町村Aから一般廃棄物の処分の委託を受けた者が市町村Bの区域内で行った一般廃棄物の処分に起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、市町村Bがその支障の除去等の措置を講じたときは、市町村Aとの関係において事務管理が成立し得る
(令和5年(受) 第606号・令和7年7月14日 第一小法廷判決 破棄差戻し)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律第76号による改正前のもの)20条1項に基づく介護給付費の支給決定に係る申請を却下する処分が違法であるとした原審の判断に違法があるとされた事例
(令和5年(行ヒ) 第276号・令和7年7月17日 第一小法廷判決 破棄差戻し)

(刑事)

- 被害者の検察官調書抄本を採用した第1審の訴訟手続に違法がありこれが判決に影響を及ぼすことは明らかであるとして第1審判決を破棄した原判決に、刑訴法397条1項、379条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例
(令和6年(あ) 第1161号・令和7年7月7日 第三小法廷決定 破棄)

- 依頼を受けて現金自動預払機付近で待機し電子計算機使用詐欺の犯行により増加した預貯金を直後に引き出すなどした者に電子計算機使用詐欺の共謀が認められた事例
(令和6年(あ) 第264号・令和7年7月11日 第三小法廷判決 破棄自判)

◎最高裁判所判例要旨

17

(刑事)

- 第1審の有罪判決をした裁判官が当該被告事件の控訴裁判所のする保釈に関する裁判に関与することの適否

(令和7年(し)第328号・令和7年5月21日 第一小法廷決定 取消差戻し)

◎最高裁判所裁判例要旨

17

(民事)

- 地方公共団体が経営する自動車運送事業のバスの運転手として勤務していた職員が運賃の着服等を理由とする懲戒免職処分に伴って受けた一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和6年(行ヒ)第201号・令和7年4月17日 第一小法廷判決 破棄自判)

◎記事

18

- 叙位・叙勲(5月分、死亡者のみ)
- 人事異動(7月6日~7月18日)

◎政令

19

- 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令



裁判例

民事

◎ 裁判所が自動車保険契約の人身傷害条項の被保険者である被害者に対する損害賠償の額を定めるに当たり被害者に対する加害行為前から存在していた被害者の疾患をしんしゃくしいわゆる素因減額をする場合における上記条項に基づき人身傷害保険金を支払った保険会社による損害賠償請求権の代位取得の範囲

件名 損害賠償、求償金請求事件

最高裁判所令和5年(受)第1838号

令和7年7月4日 第三小法廷判決棄却

上告人 X

被上告人 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

原審 仙台高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人畠山裕太の上告受理申立て理由(ただし、排除された部分を除く。)について

1 本件は、上告人が、普通乗用自動車で走行中に進入しようとした駐車場の設置又は保存の瑕疵により傷害を負ったと主張して、被上告人に對し、不法行為(工作物責任)に基づく損害賠償を求める事案である。上告人は、上記自動車の登録使用者が自動車保険契約を締結していた保険会社から、上記保険契約に適用される普通保険約款中の人身傷害条項に基づき、人身傷害保険金の支払を受けたことから、上記保険会社が上告人の被上告人に対する損害賠償請求権を代位取得する範囲、具体的には、裁判所が、被上告人の上告人に対する損害賠償の額を定めるに当たり民法722条2項の規定を類推適用して上記の事故前から上告人に生じていた身体の疾患をしんしゃくし、その額を減額する場合に、支払を受けた人身傷害保険金の額のうち上記損害賠償請求権の額から控除することができる額の範囲が争われている。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人は、平成30年5月、Aが使用者として

登録されている普通乗用自動車を運転して、ダイワロイヤル株式会社が所有管理する駐車場に進入した際、上記駐車場の設置又は保存の瑕疵に当たる路面の陥没に上記自動車の右前輪が入り込み、その衝撃により腰椎椎間板ヘルニア等の傷害を負った(以下、この事故を「本件事故」という。)。上告人には上記陥没の発見が遅れた過失があり、本件事故における上告人の過失割合は2割である。また、上告人には、本件事故前から、第5腰椎と第1仙椎の間の椎間板に変性(以下「本件変性」という。)が生じており、上記腰椎椎間板ヘルニアは、本件変性に本件事故による外力が加わったことにより生じたものである。

(2) 被上告人は、令和3年10月、ダイワロイヤルを吸収合併し、その権利義務を承継した(以下、ダイワロイヤル及び上記の合併後の被上告人を、合併の前後を問わず「被上告人」という。)。

(3) 本件事故により上告人に生じた人的損害の額(弁護士費用相当額を除く。)は、合計941万2961円である。

(4) 上告人は、平成31年2月、上記損害につき、被上告人から80万円の支払を受けた。

(5) Aは、本件事故当時、アクサ損害保険株式会社(以下「訴外保険会社」という。)との間で、人身傷害条項のある普通保険約款(以下「本件約款」という。)が適用される自動車保険契約を締結しており、上告人は本件約款中の人身傷害条項に係る被保険者であった。

(6) 本件約款中の人身傷害条項には、要旨、次のような定めがあった。

ア 訴外保険会社は、日本国内において、自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来的事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等に生じた損害に対し、人身傷害保険金を支払う。

イ 被保険者が上記傷害を被った時に既に存在していた身体の障害又は疾病(以下「既存の身体の障害又は疾病」という。)の影響により、上記傷害が重大となった場合には、訴外保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払う(以下「本件限定支払条項」という。)。

(7) 本件変性は、本件限定支払条項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たる。

(8) 上告人は、上記(4)のほか、令和2年1月までに、上記(3)の損害につき、訴外保険会社から、本件約款中の人身傷害条項に基づき、人身傷害保険金として666万3789円の支払を受けた(以下、この支払を受けた保険金を「本件保険金」という。)。

(9) 被上告人の上告人に対する損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類

推適用して、本件変性をしんしゃくし、上記(3)の損害額から3割の減額（以下「本件素因減額」という。）をすると、本件素因減額をした後の損害額は658万9073円となる（以下、この損害額を「本件素因減額後の損害額」という。）。そして、本件素因減額後の損害額について2割の過失相殺をした後の損害額は527万1258円となる（以下、この損害額を「本件過失相殺後の損害額」という。）。また、本件過失相殺後の損害額から上記(4)の既払金の額を控除した損害金の残額は447万1258円となる。

3 原審は、被上告人の上告人に対する損害賠償の額を定めるに当たり、本件素因減額をするのが相当であるとした上で、訴外保険会社は、本件保険金の額と本件素因減額後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として上告人の被上告人に対する損害賠償請求権を代位取得すると判断し、本件素因減額後の損害額について過失相殺がされる本件においては、訴外保険会社は、本件保険金の額と本件過失相殺後の損害額との合計額（1193万5047円）から本件素因減額後の損害額を控除した残額（534万5974円）の範囲で上記損害賠償請求権を代位取得するから、上記損害賠償請求権の全部を代位取得したとして、上告人の請求を棄却すべきものとした。

所論は、訴外保険会社は本件限定支払条項に基づく減額をすることなく本件保険金の支払をしたのであるから、本件保険金は本件素因減額をする前の損害額（上記2(3)の損害額）を填補するものであり、訴外保険会社は、本件保険金の額と本件素因減額後の損害額との合計額が本件素因減額をする前の損害額を上回る場合に限り、その上回る部分に相当する額の範囲で上告人の被上告人に対する損害賠償請求権を代位取得するにすぎないとして、原審の上記判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

4 自動車保険契約に適用される普通保険約款中の人身傷害条項に基づき、被保険者である交通事故等の被害者が被った損害に対して人身傷害保険金を支払った保険会社は、支払った人身傷害保険金の額の限度内で、これによって填補される損害に係る保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得するところ、保険会社がいかなる範囲で保険金請求権者の上記請求権を代位取得するのかは、上記約款の定めるところによることとなる（最高裁平成21年（受）第1461号・第1462号同24年2月20日第一小法廷判決・民集66巻2号742頁参照）。

本件約款中の人身傷害条項には、被保険者が自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に既に存在していた身体の障害又は疾病（既存の身体の障害又は疾病）の影

響により、上記傷害が重大となった場合には、訴外保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払う旨の定め（本件限定支払条項）が置かれている。これは、人身傷害保険金は上記事故により被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等に生じた損害の填補を目的として支払われるものであることから、上記の場合には、訴外保険会社は、その影響の度合いに応じて保険金の一部を減額して支払うものとすることにより、既存の身体の障害又は疾病による影響に係る部分を保険による損害填補の対象から除外する趣旨を明らかにしたものと解される。そうすると、上記人身傷害条項に基づき支払われる人身傷害保険金は、被保険者の既存の身体の障害又は疾病による影響に係る部分を除いた損害を填補する趣旨・目的の下で支払われるものであるということができる。したがって、上記人身傷害条項の被保険者である被害者に対する加害行為と加害行為前から存在していた被害者の疾患と共に原因となって損害が発生した事案について、裁判所が、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、上記疾患をしんしゃくし、その額を減額する場合において、上記疾患が本件限定支払条項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に支払われた人身傷害保険金は、上記疾患による影響に係る部分を除いた損害を填補するものと解すべきである。

以上によれば、上記の場合において、上記疾患が本件限定支払条項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に対して人身傷害保険金を支払った訴外保険会社は、支払った人身傷害保険金の額と上記の減額をした後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。このことは、訴外保険会社が人身傷害保険金の支払に際し、本件限定支払条項に基づく減額をしたか否かによって左右されるものではない。

5 以上と同旨の見解に立って、上告人の請求を棄却すべきものとした原審の判断は、正当として是認することができ、所論引用の判例（前掲最高裁平成24年2月20日第一小法廷判決）に抵触するものではない。論旨は採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴の補足意見がある。

裁判官林道晴の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛同するものであるが、補足して意見を述べておきたい。

所論は、いわゆる素因減額は、損害の公平な分担を

図るという趣旨に照らし、民法722条2項の過失相殺の規定の類推適用を法的根拠とするものであるから、過失相殺と同様に扱うべきであり、本件で問題となっている素因減額がされる場合に人身傷害保険金を支払った保険会社が被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得する範囲についても、過失相殺がされる場合（前掲最高裁平成24年2月20日第一小法廷判決参照）と同様に解すべきであるとの考え方に基づくものと解される。しかし、素因減額は、基本的には、被害者に対する加害行為と加害行為前から存在していた被害者の疾患とが共に原因となった場合における損害額の発生そのものに係る局面の問題であり、発生した損害額について公平な分担のための調整を図る過失相殺の問題とは局面が異なるのである。したがって、所論のいうように、素因減額がされる場合を過失相殺がされる場合と同様に解すべきであるということはできない。

（裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 宇賀克也 裁判官
林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博）

◎合議体の裁判官の1名が代わったが従前の口頭弁論の結果が陳述されないままされた原判決に民訴法312条2項1号に規定する事由が存在するとされた事例

件名 年金額減額処分取消等請求事件

最高裁判所令和7年(行ツ)第125号

令和7年7月10日 第一小法廷判決 破棄差戻し

上告人 X1ほか181名

被上告人 国

原審 東京高等裁判所

主文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由

職権をもって調査すると、記録によれば、原審の第1回及び第2回口頭弁論期日において控訴状の陳述その他の実質的弁論がされた上、第3回口頭弁論期日において合議体の裁判官の1名が代わったが、従前の口頭弁論の結果が陳述されないまま、第4回口頭弁論期日において弁論が終結され、上記の交代後の裁判官によって原判決がされたことが明らかである。そうすると、原判決は、民訴法249条1項に違反し、判決の基本となる口頭弁論に関与していない裁判官によってされたものであり、同法312条2項1号に規定する事由が存在する。したがって、上告理由について判断をするまでもなく、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻すのが相当である(最高裁昭和31年(オ)第691号同33年11月4日第三小法廷判決・民集12巻15号3247頁及び最高裁昭和42年(オ)第591号、同43年(オ)第876号同年11月26日第三小法廷判決・裁判集民事93号491頁参照)。

なお、上告裁判所は、上記のような理由により原判決を破棄する場合には、必ずしも口頭弁論を経ることを要しないと解するのが相当である(最高裁平成18年(オ)第1598号同19年1月16日第三小法廷判決・裁判集民事223号1頁参照)。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官
堺 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

◎ 遺留分権利者から遺留分減殺に基づく土地の持分の現物返還請求を受けた受遺者に対して当該持分の価額の支払を命じた原審の判断に違法があるとされた事例

件名 遺留分減殺請求事件

最高裁判所令和6年(受)第2号
令和7年7月10日 第一小法廷判決 破棄自判

上告人 Y
被上告人 X₁ ほか1名
原審 名古屋高等裁判所

主 文

- 1 原判決主文第2項(2)、(5)、第3項(2)及び(5)を次のとおり変更する。
 - (1) 上告人は、被上告人X₁に対し、37万3525円及びこれに対する平成29年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被上告人X₁のその余の請求を棄却する。
 - (3) 上告人は、被上告人X₂に対し、171万1003円及びこれに対する平成29年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (4) 被上告人X₂のその余の請求を棄却する。
- 2 上告人と被上告人X₁との間の訴訟の総費用は、これを100分し、その99を被上告人X₁の負担とし、その余を上告人の負担とし、上告人と被上告人X₂との間の訴訟の総費用は、これを100分し、その94を被上告人X₂の負担とし、その余を上告人の負担とする。

理 由

上告代理人西村竜一の上告受理申立て理由について

1 本件は、被上告人らが、亡Aの遺言により亡Aの遺産を相続した上告人に對し、民法(平成30年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。)1031条の規定による遺留分減殺請求権の行使に基づき、亡Aの遺産のうち、不動産について持分移転登記手続等を求めるとともに、預貯金等について金員の支払を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 亡Aは、平成19年9月、上告人に亡Aの遺産を相続させること等を内容とする公正証書遺言をし、平成28年12月、死亡した。上告人は、上記遺言により、亡Aの遺産を相続した。

(2) 亡Aの法定相続人は、いずれも子である上告人

及び被上告人ら外1名である。

(3) 上告人は、上記遺言に基づき、原判決別紙物件目録記載1及び2の各土地について、相続を原因とする持分移転登記手続をした。

(4) 被上告人らは、平成29年3月、上告人に對して遺留分減殺請求権を行使する旨の意思表示をし、上記各土地の持分(以下「本件各持分」という。)のほか、預貯金等の一部を取得した。このうち預貯金等の取得額は、被上告人X₁につき37万3525円、被上告人X₂につき171万1003円である。

(5) 上告人は、令和5年6月の原審口頭弁論期日において、被上告人らに対し、本件各持分について、民法1041条1項の規定により価額の弁償をする旨の意思表示をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、上告人に對し、本件各持分について上告人がその価額を支払わなかつたことを条件とする持分移転登記手続を命ぜるとともに、上記価額の支払及び被上告人らが遺留分減殺によって取得した預貯金等の額の支払を命じた。

4 しかしながら、原審の判断のうち、本件各持分の価額の支払を命じた部分は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

遺留分権利者から遺留分減殺に基づく目的物の現物返還請求を受けた受遺者が民法1041条1項の規定により遺贈の目的の価額を弁償する旨の意思表示をした場合において、遺留分権利者が受遺者に對して価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をしたときは、遺留分権利者は、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有権に基づく現物返還請求権を遡って失い、これに代わる価額弁償請求権を確定的に取得するが(最高裁平成18年(受)第1572号同20年1月24日第一小法廷判決・民集62巻1号63頁)、遺留分権利者が上記意思表示をするまでは、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有権に基づく現物返還請求権のみを有するものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件各持分について、上告人が価額を弁償する旨の意思表示をしたのに対して、被上告人らが価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をしたことはうかがわれないから、被上告人らは、価額弁償請求権を確定的に取得したとは認められず、共有持分権及び共有持分権に基づく現物返還請求権のみを有するものである。

したがって、本件各持分の価額の支払を命じた原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある。

5 以上によれば、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決のうち本件各持分の価額の支払を

命じた部分は破棄を免れない。したがって、原判決主文第2項(2)、(5)、第3項(2)及び(5)を本判決主文第1項のとおり変更することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 宮川美津子 裁判官 安浪亮介
裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官
中村 慎)

◎市町村Aから一般廃棄物の処分の委託を受けた者が市町村Bの区域内で行った一般廃棄物の処分に起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、市町村Bがその支障の除去等の措置を講じたときは、市町村Aとの関係において事務管理が成立し得る

件名 事務管理費用償還等請求事件

最高裁判所令和5年(受)第606号

令和7年7月14日 第一小法廷判決 破棄差戻し

上告人 敷賀市

被上告人 南那須地区広域行政事務組合 ほか4名

原審 名古屋高裁金沢支部

主 文

原判決を破棄する。

本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人高田洋平ほかの上告受理申立て理由(ただし、排除された部分を除く。)について

1 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、市町村又は一般廃棄物の処理に関する事務を共同処理するために市町村によって設置された一部事務組合(以下、併せて「市町村等」という。)であり、その区域(一部事務組合についてはこれを組織する市町村の区域。以下同じ。)内で生じた一般廃棄物について、廃棄物処理業者であるキンキクリーンセンター株式会社に委託して、上告人の区域内に存する廃棄物最終処分場(以下「本件最終処分場」という。)において処分していた。

(2) キンキクリーンセンターは、平成8年5月以降、本件最終処分場において、平成4年5月の福井県知事への届出に係る埋立容量を大幅に超える量の廃棄物を埋め立てたが、平成12年8月、福井県の行政指導を受け、本件最終処分場への廃棄物の搬入を停止した。

(3) 福井県及び上告人によって設置された敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会は、平成18年2月、本件最終処分場において、埋立地からの浸出液が混入した地下水が処理されないまま周辺の河川に流出しており、本件最終処分場から流出する地下水に複数の有害物質が基準値を超えて含まれ、上記河川の下流域の農作物や井戸水等に影響を生ずるおそれがある旨を報告した。

(4) 上告人の市長は、平成18年5月、本件最終処分場において廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以

下「法」という。)6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたことにより、生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあり、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきであるとして、法(平成18年法律第5号による改正前のもの)19条の4第1項に基づき、キンキクリーンセンターに対し、本件最終処分場から外部への漏水防止対策、埋立地からの浸出液の浄化対策等を講ずべきことを命じた。上告人は、同年7月以降、上告人の市長による上記の命令に係る法19条の7第1項に基づく措置として、福井県と共に諸施設の設置工事等を実施した。

2 本件は、上告人が、上記工事等の実施により被上告人の事務の管理をしたなどと主張して、被上告人らに対し、事務管理に基づく費用償還請求等として、上記工事等の費用の一部に相当する金員の支払を求める事案である。本件では、被上告人らが支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負い上告人が民法697条1項所定の他人の事務の管理をしたといえるかが争われている。

3 原審は、要旨次のとおり判断して、上告人の事務管理に基づく費用償還請求を棄却すべきものとした。

市町村等から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村等の区域外において上記一般廃棄物の不適正な処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合、上記市町村等がその支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負うことを具体的に定める法令の規定が見当たらないことなどからすれば、上記市町村等が上記法的義務を負うということはできない。したがって、この場合に、上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村が、その支障の除去等の措置を講じたとしても、上記委託をした市町村等の事務の管理をしたものとはいはず、事務管理は成立しない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 法は、廃棄物の適正な処理をし生活環境を清潔にすることなどにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする(1条)。そして、法は、市町村は、その区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め、その区域内で生ずる一般廃棄物について、発生量及び処理量の見込み、適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等を定めた一般廃棄物処理計画を策定し、これに従って、自ら又は市町村以外の者に委託するなどして、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないものとし、その処理は政令で定める一般廃

棄物処理基準に従って行うべきものとする（4条1項、6条1項、2項、6条の2第1項、2項）。

これらの規定は、市町村の区域内で生ずる一般廃棄物について、排出者である個々の住民にその処理の責任を負わせたのでは継続的かつ安定的な処理が行われることが期待できないことから、一般廃棄物の適正な処理により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、個々の排出者に代わって、住民の福祉の増進を図る役割を広く担う市町村に、その区域内の一般廃棄物を適正に処理する責任を負わせたものと解される。

そして、これらの規定は、市町村が市町村以外の者に委託して当該市町村の区域外で行った一般廃棄物の処分が一般廃棄物処理基準に適合せず、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合も当然に想定していると考えられるところ、この場合においても、上記の委託をした市町村が一般廃棄物の処理について個々の排出者に代わってその処理の主体として負っている責任を全うするためには、上記委託をした市町村が自らその支障の除去等の措置を講ずる必要があるというべきである。

上記の場合には、立地市町村（上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村をいう。以下同じ。）において、当該立地市町村の住民の健康や生活環境への影響を防ぐといった観点から、その支障の除去等の措置を講ずることが求められることもあるが、そのようなときであっても、上記委託をした市町村は、個々の排出者に代わって一般廃棄物の適正な処理に関する責任を負うものであって、その区域内において処分を行うことに伴う様々な事実上の負担を免れるという利益を得ているのであるから、本来的にその支障の除去等の措置を講すべき地位にあるというべきであり、そのように解することが一般廃棄物の円滑な処理に資するものであり、関係市町村間の衡平にもかなうと考えられる。そうすると、上記委託をした市町村は、その支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負うというべきである。

このように、市町村がその区域内の一般廃棄物を当該市町村の区域外において処分する場合にもその適正を確保する責任を負うことは、一般廃棄物の処分を市町村以外の者に委託した市町村は、上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、受託者の氏名又は名称等に加え、埋立処分を委託する場合にあっては埋立地の所在地及び残余の埋立容量等を通知し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令4条9号イ）、1年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分の実施の状況の確認を1年に1回以上実地に行う（同号ロ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則1条の8）とされていることか

らも裏付けられる。

(2) 以上によれば、市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、立地市町村がその支障の除去等の措置を講じたときは、当該立地市町村が上記委託をした市町村の事務の管理をしたものとして、事務管理が成立し得ると解するのが相当である。立地市町村が法19条の7第1項に基づきその支障の除去等の措置を講じた場合には、その措置は当該立地市町村の事務としての性質を有するところ、この場合であっても、上記委託をした市町村が本来的にその支障の除去等の措置を講すべき地位にあるものとしてこれを講ずる法的義務を負うことには変わりなく、事務管理の成立が否定されるものではない。そして、以上のこととは、上記委託をした者が一般廃棄物の処理に関する事務を共同処理するために市町村によって設置された一部事務組合であっても異なるものではない。

5 以上と異なる見解の下に、上告人の事務管理に基づく費用償還請求を棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上を踏まえて、上告人が事務管理に基づく費用償還請求として被上告人らに償還を求めることができる費用の額等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 中村 慎 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官 宮川美津子）

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（令和4年法律第76号による改正前のもの）20条1項に基づく介護給付費の支給決定に係る申請を却下する処分が違法であるとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 行政処分取消等請求事件

最高裁判所令和5年（行ヒ）第276号

令和7年7月17日 第一小法廷判決 破棄差戻し

上告人 千葉市

被上告人 X

原審 東京高等裁判所

主 文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人高梨徹の上告受理申立て理由について

1 本件は、被上告人が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成26年法律第83号による改正前のもの。以下「総合支援法」という。）20条1項に基づき、介護給付費の支給決定に係る申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、上告人からこれを却下する処分（以下「本件処分」という。）を受けたため、本件処分が違法であると主張して、上告人を相手に、本件処分の取消し及び支給決定の義務付けを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 総合支援法4条1項所定の障害者（以下、単に「障害者」という。）は、同法20条1項に基づく申請（以下「自立支援給付申請」という。）をして支給決定（同法19条1項）を受けることにより、自立支援給付（同法6条）である介護給付費等の支給を受けることができる。また、要介護状態にある65歳以上の者は、介護保険法（平成26年法律第83号による改正前のもの。以下同じ。）27条1項に基づく申請（以下「要介護認定申請」という。）をして要介護認定（同法19条1項）を受けることにより、介護給付（同法40条）を受けることができる。

自立支援給付と介護給付との関係につき、総合支援法7条及びその委任を受けた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成27年政令第138号による改正前のもの。以下「総合

支援法施行令」という。）2条は、自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護給付のうち自立支援給付に相当するものを受けうるときには、受けうれることがある介護給付の限度において、行わない旨を規定している。

イ 支給決定を受けた障害者のうち、当該障害者及び当該障害者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該障害者（以下、当該障害者の属する世帯を「市町村民税非課税世帯」という。）又は当該障害者及び当該障害者と同一の世帯に属する者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成26年厚生労働省令第122号による改正前のもの。以下「総合支援法施行規則」という。）27条所定の者に該当する場合における当該障害者（以下、当該障害者の属する世帯を「境界層該当世帯」という。）については、自立支援給付の対象となる居宅介護を受けても、利用者負担は生じない（総合支援法29条3項、総合支援法施行令17条4号）。

他方、要介護認定を受けた者が介護給付の対象となる訪問介護を受けた場合には、所得のいかんにかかわらず、一定の利用者負担が生ずる（介護保険法41条4項1号）。もっとも、上告人は、本件処分当時、支援措置事業（市町村が、境界層該当世帯に属する障害者のうち、65歳に達する以前のおおむね1年間に居宅介護のうち身体介護及び家事援助を利用していた者であって、65歳に達したことにより介護保険の第1号被保険者となったものを対象として、訪問介護等に係る利用者負担の全額を補助することを内容とする事業をいう。以下同じ。）を実施していた。

(2) 被上告人は、両下肢の機能の全廃及び両上肢の機能の著しい障害により、1級の身体障害者手帳の交付を受けている者であり、市町村民税非課税世帯に属していた。被上告人は、障害程度区分4（平成26年4月1日以降は障害支援区分4）の認定及び支給決定を受け、居宅介護を受けてきたところ、被上告人が平成25年12月に受けた支給決定（以下「平成25年処分」という。）は、障害福祉サービスの種類を居宅介護、支給量を身体介護月45時間及び家事援助月25時間、有効期間を平成26年1月1日から同年7月31日までとするものであった。

(3) 被上告人は、平成26年7月8日、上告人に對し、自立支援給付申請（本件申請）をした。本件申請は、障害福祉サービスの種類及び支給量について、平成25年処分と同じ内容の支給決定をするよう求めるものであった。

(4) 上告人は、平成26年7月▲日に被上告人が65歳に達することから、被上告人に對し、要介護認定

申請をしなければ本件申請を却下する見込みであることや、要介護認定申請をすれば従前と同様のサービスを受けることができるなどと説明して、要介護認定申請をするよう勧奨したが、被上告人は本件処分に至るまで要介護認定申請をしなかった。

(5) 上告人は、平成26年8月1日、被上告人に対し、本件申請を却下する処分（本件処分）をした。本件処分の理由は、被上告人の年齢及び身体の状況から、居宅介護に相当する訪問介護を受けることができるることは明らかであるから、総合支援法7条に基づき、介護給付との調整を行う必要があるところ、被上告人が要介護認定申請をしないため、介護給付の対象となるサービス（以下「介護保険サービス」という。）の量及び不足する障害福祉サービスの支給量を算定することができないというものであった。

(6) 被上告人は、平成26年9月3日、上告人に対し、要介護認定申請及び自立支援給付申請をした。被上告人は、同年10月16日、要介護状態区分を要介護1とする要介護認定を受けるとともに、同年11月6日、障害福祉サービスの種類を居宅介護、支給量を身体介護月10時間及び家事援助月7時間30分、有効期間を同年9月3日から同年12月31日までとする支給決定を受けた。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断して、本件処分の取消請求及び支給決定の義務付け請求を認容するとともに、損害賠償請求を一部認容した。

境界層該当世帯に属する障害者は、支援措置事業により介護保険サービスに係る利用者負担の全額について補助を受けることができるのに対し、被上告人は、境界層該当世帯よりも収入の低い市町村民税非課税世帯に属するにもかかわらず、支援措置事業による補助を受けることができない。本件処分には、上告人においてこのような不均衡を避ける措置をとるべきであったにもかかわらず、これをとらなかったという意味において、裁量権の行使を誤った違法がある。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 総合支援法は、市町村が介護給付費等の支給の要否の決定（22条1項。以下「支給要否決定」という。）のうち支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの支給量を定めなければならない旨を規定しているところ（同条7項）、同法は、支給要否決定を行うに当たり勘案すべき事項を規定するにとどまり（同条1項）、支給量に関する基準を規定していない。また、支給要否決定を行うに当たっては、申請に係る障害者等の障害支援区分その他の心身の状況といった事項のみならず、当該障害者等の置かれている環境や申請に

係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況を含む多岐にわたる事項を総合的に勘案する必要があり（同項、総合支援法施行規則12条）、これを適切に判断するためには、上記環境や上記整備の状況等の実情にも通じている必要がある。したがって、支給の要否を含む支給量に関する判断は、市町村の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

そして、上記2(1)アのとおり、総合支援法7条及びその委任を受けた総合支援法施行令2条は、自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護給付のうち自立支援給付に相当するものを受けられるとき、受けられることができる介護給付の限度において、行わないものとしているところ、これは、要介護認定申請や要介護認定がされたか否かにかかわらず、介護給付のうち自立支援給付に相当するものを受けることができる場合には、その限度において介護給付が優先され、自立支援給付が行われないこと（介護保険優先の原則）を明らかにしたものと解される。そうすると、市町村において、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定する必要があるにもかかわらず、その量を算定することができない場合には、支給決定において定めるべき支給量を算定することもできないこととなる。

したがって、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定する必要があるにもかかわらず、その量を算定することができないことを理由としてされた本件処分については、その量を算定する必要があるとした上告人の判断や、その量を算定することができないとした上告人の判断が、事実の基礎を欠くか、又は、考慮すべきでない事項を考慮し若しくは考慮すべき事項を十分考慮せず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるものと解するのが相当である。

(2)ア 本件申請は、障害福祉サービスの種類を居宅介護とする平成25年処分と同様の支給決定を求めるものであるところ、居宅介護は、障害者等の居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を供与することをいう（総合支援法5条2項、総合支援法施行規則1条の3）。他方、介護保険サービスである訪問介護は、居宅要介護者の居宅において介護福祉士等により行われる、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話をいい（介護保険法8条2項、介護保険法施行規則5条）、サービスの内容や機能において、居宅介護とおおむね重なり合うものと

いうことができる。したがって、居宅介護に係る自立支援給付申請をした者については、要介護認定を受けることによって訪問介護に係る介護給付を受けることができる場合には、その量はともかく、介護給付のうち居宅介護に係る自立支援給付に相当するものを受けられると見込まれるものといえる。

このことに加え、被上告人の年齢及び心身の状況、平成25年処分の内容等にも照らせば、被上告人は要介護認定を受けることによって訪問介護に係る介護給付を受けることができるものと判断することに特段不合理な点はなく、上告人が、本件申請について、支給量を定めるに当たって、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定する必要があると判断したことは、著しく妥当性を欠くものとは認められない。

イ また、受けることができる訪問介護に係る介護給付の量は要介護状態区分に応じて定まるから（介護保険法43条1項、2項、「居宅介護サービス費等区分給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額」（平成12年厚生省告示第33号。平成31年厚生労働省告示第101号による改正前のもの））、その量を算定するためには要介護状態区分を認定する必要がある。そして、同法は、要介護状態区分につき、障害支援区分の認定とは異なる基準の下、市町村の職員による調査並びに介護認定審査会による審査及び判定を経て認定するものとしており（27条）、同法に基づく要介護認定申請等がされていない場合に市町村が上記調査等を行うことは予定されていない。加えて、同法その他の法令において、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定するために、市町村が上記調査等を行うことができる旨を定めた規定も存しない。

もっとも、居宅介護に係る自立支援給付申請をした者について、心身の状況等に照らして介護給付のうち自立支援給付に相当するものを受けることができると見込まれる場合においても、例えば、訪問介護に係る居宅サービス事業を行う事業所で利用可能なものが身近に存在せず、訪問介護を受けることができないなど、具体的な事実関係によっては、要介護状態区分の認定を経ることなく、なお受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定することができる場合があることも考えられる。

そうすると、要介護認定申請を経ることなくされた本件処分について、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定することができないとした上告人の判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるか否かを判断するに当たっては、被上告人の心身の状況や被上告人の置か

れている環境等の諸般の事情を踏まえた上で、要介護状態区分の認定を経ることなくその量を算定することができるというべき事情があるか否か等を考慮する必要があるというべきである。

(3) 原審は、市町村民税非課税世帯に属する被上告人が介護保険サービスに係る利用者負担を余儀なくされることは境界層該当世帯に属する障害者との比較において不均衡であるとし、支援措置事業を実施する上告人がこのような不均衡を避ける措置をとることなく本件処分をしたことには裁量権の行使を誤った違法があるとする。

しかしながら、総合支援法7条及び総合支援法施行令2条は、介護給付のうち自立支援給付に相当するものを受けられる場合には、その限度において介護給付を優先し、自立支援給付を行わないものとしているのであり、また、上記2(1)イのとおり、介護給付の対象となる訪問介護を受けた場合に利用者負担が生ずることも法令上当然に予定されているのであって、これらのこととは、支援措置事業の実施の有無により左右されるものではない。

なお、原審は、上記比較に当たって、市町村民税が課されるか否かの基準となる所得金額に着目したものと解されるが、介護保険サービスに係る利用者負担についての補助の必要性は、上記金額のみならず、これに算入されない収入や資産の状況、世帯構成等の諸般の事情によって左右されるものであることなどに照らせば、支援措置事業の実施によって、市町村民税非課税世帯に属する障害者と境界層該当世帯に属する障害者との間に、直ちに不均衡が生ずるということもできない。

したがって、上告人が原審のいう不均衡を避ける措置をとらなかったことを理由として、本件処分に裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があるということはできない。

(4) 以上によれば、原審の判断には、市町村の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った結果、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定することができないとした上告人の判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるか否かについて審理を尽くさなかつた違法があるといふべきである。

5 以上のとおり、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判

決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官
堺 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

刑事

◎被害者の検察官調書抄本を採用した第1審の訴訟手続に違法がありこれが判決に影響を及ぼすことは明らかであるとして第1審判決を破棄した原判決に、刑訴法397条1項、379条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

件名 窃盗、強盗致傷被告事件

最高裁判所令和6年（あ）第1161号
令和7年7月7日 第三小法廷決定棄却

申立人 甲
原審 仙台高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中210日を本刑に算入する。

理 由

弁護人鈴木敏彦の上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、原判決は、第1審裁判所が強盗致傷の被害者の検察官調書抄本を刑訴法321条1項2号前段により採用したこと（以下「本件証拠決定」という。）について、証拠能力をいまだ獲得していない証拠を採用し、事実認定に供した違法があるとして、同法397条1項、379条により第1審判決を破棄し、同法400条ただし書きを適用して自判し、第1審判決と同じ犯罪事実を前提に、第1審判決よりも軽い刑を言い渡している。しかしながら、原判決は、原審における事実の取調べの結果も踏まえ、本件証拠決定の時点で既に被害者が供述不能の情況にあったとも説示しており、結局のところ、本件証拠決定の時点で同法321条1項2号前段の要件を満たしていたと認めている。そうすると、原判決は、本件証拠決定それ自体が違法であるとはいえないにもかかわらず、同法379条に規定する事由があるとして第1審判決を破棄したことに帰し、このような原判決の判断には同法397条1項、379条の解釈適用を誤った違法がある。もっとも、本件上告は被告人の申立てに係るものであり、前記違法は同法411条を適用すべきものとは認められない。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、181条1項ただし書き、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官渡辺恵理子、同平木正洋の補足意見がある。

裁判官渡辺恵理子、同平木正洋の補足意見は、次のとおりである。

私たちは、法廷意見に賛同するものであるが、原判決が第1審判決と同じ犯罪事実を前提に、第1審判決よりも軽い刑を言い渡したことに関し、補足して意見を述べておきたい。

控訴裁判所が第1審判決を破棄して有罪の自判をする際には、自判する時期を基準として自ら量刑判断することになるが、破棄の理由が第1審判決の量刑判断の基礎となる事実の認定に変動を生じさせるものではない場合には、基本的に第1審判決の量刑判断を尊重すべきであり、第1審判決と異なる刑を言い渡すときは、第1審判決と異なる結論に至った実質的な理由を示すべきものと考える。そうでなければ、量刑不当（刑訴法381条）を理由とする破棄について、裁判員制度の導入を契機とする議論等を通じて形成され、積み重ねられてきた裁判実務上の共通認識、すなわち、量刑判断の前提となる事実の認定・評価が明らかに不合理であるときや、行為責任又は公平性の観点などからみて明らかに不合理であるときを除き、第1審判決の量刑判断を尊重するという考え方と相いれない結果となりかねないことが懸念される。また、第1審判決と異なる量刑判断をした実質的な理由を示すことは、裁判の内容等に応じて適切な理由を付すべきことを求める刑訴法44条1項の趣旨にもかなうことになる。もっとも、これに対しては、およそ控訴裁判所が第1審判決を破棄して自判する以上、破棄の理由が量刑判断の基礎となる事実の認定に変動を生じせるものではない場合であっても、特に理由を示すことなく第1審判決と異なる刑を言い渡すことに何ら問題はないとする考えもあり得る。しかしながら、このような考え方では、控訴裁判所の役割が、第1審の審理及び判決のどこに法定の破棄事由があるのかを審査し、その結果に応じた適切な措置を講じることにあると解されるとからすると、形式的に過ぎ、相当ではない。

本件では、第1審判決に原判決の指摘する破棄事由は認められないから、そもそも原審が自判する前提を欠くことになるが、原判決は、その判文全体をみても、第1審判決と同じ量刑判断の基礎となる事実を認定しながらなお異なる量刑判断をした実質的な理由を示しているとはいせず、以上のような観点からも問題があることを指摘しておきたい。

（裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 宇賀克也
裁判官 林 道晴 裁判官 石兼公博 裁判官
平木正洋）

◎依頼を受けて現金自動預払機付近で待機し電子計算機使用詐欺の犯行により増加した預貯金を直後に引き出すなどした者に電子計算機使用詐欺の共謀が認められた事例

件名 窃盗、電子計算機使用詐欺、覚醒剤取締法違反被告事件

最高裁判所令和6年(あ)第264号
令和7年7月11日 第三小法廷判決 破棄自判

被告人 甲

原審 仙台高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

本件控訴を棄却する。

原審における未決勾留日数中250日を本刑に算入する。

理 由

検察官の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、所論に鑑み、職権をもって調査すると、原判決は、刑訴法411条3号により破棄を免れない。その理由は、以下のとおりである。

第1 第1審判決及び原判決の要旨

1 第1審判決は、覚醒剤取締法違反の罪(使用・所持)及び令和3年11月10日に氏名不詳者らと共に現金自動預払機から現金合計198万3000円を引き出して窃取したという窃盗罪のほか、要旨、次のとおりの各犯罪事実を認定し、被告人を懲役4年に処した。

(1) 被告人は、氏名不詳者らと共に上、令和3年10月25日から同年12月1日までの間、9回にわたり、保険料の還付金等を受け取ることができる旨誤信させられていたAほか7名に対し、金融機関の従業員になりました氏名不詳者が電話で指示して、振込送金の操作であると気付かせないまま、現金自動預払機で被告人らの管理する預貯金口座に振込送金する操作を行わせ、同機を管理する金融機関の事務処理に使用する電子計算機に対し、Aら名義の預貯金口座から被告人らが管理する預貯金口座に合計773万1734円を振込送金したとする虚偽の情報を与え、被告人らが管理する口座の残高を合計773万1734円増加させて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、よって、同額相当の財産上不法の利益を得た

(以下「本件各電子計算機使用詐欺」という。)。

(2) 被告人は、氏名不詳者らと共に上、正当な払戻権限がない他人名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、令和3年10月25日から同年12月1日までの間、26回にわたり、被告人が、被告人らの管理する前記口座のキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金合計722万9000円を引き出してこれを窃取した(以下「本件各窃盗」という。本件各窃盗は、本件各電子計算機使用詐欺の直後に行われており、被告人が本件各窃盗で引き出した現金の額は、本件各電子計算機使用詐欺により増加した残高に対応するものであった。)。

2 これに対し、被告人が控訴し、事実誤認、法令適用の誤りを主張した。原判決は、第1審判決が本件各電子計算機使用詐欺の共謀を認めた点には事実誤認があるとして、第1審判決を破棄して自判し、その余の罪について被告人を懲役3年6月に処し、本件各電子計算機使用詐欺について無罪を言い渡した。その理由の要旨は、以下のとおりである。

第1審判決は、本件各電子計算機使用詐欺の共謀を認めるに当たり、被告人と氏名不詳者との間に本件各電子計算機使用詐欺についての意思連絡があったといえるかを十分に検討しておらず、また、被告人が本件各電子計算機使用詐欺の実行行為を何ら分担せず、その内容について全く知らなかつたという事案の特質を十分に踏まえておらず、このような判断方法自体不合理である。

証拠関係を踏まえて検討しても、被告人が本件各電子計算機使用詐欺の行為態様等の本質的な部分を含め、その内容を全く把握しておらず、氏名不詳者においても本件各電子計算機使用詐欺に関する被告人の認識の有無について関心を有していないなかったことなどからすれば、被告人と氏名不詳者との間に本件各電子計算機使用詐欺についての意思連絡があったとは認められない。さらに、被告人が本件各電子計算機使用詐欺の実行行為を何ら分担していないこと、被告人以外にも振込先口座から現金を引き出す役割を果たす者がいた可能性があり、被告人の存在が必要不可欠であるとはいえないこと、被告人が本件各窃盗の報酬と認識して報酬を受け取っていたことなども踏まえれば、本件各電子計算機使用詐欺の共謀を認めることはできず、第1審判決の結論は是認できない。

第2 当裁判所の判断

しかしながら、原判決の前記判断は是認することができない。その理由は、以下のとおりである。

1 第1審判決及び原判決の認定並びに記録によると、本件の事実関係は、次のとおりである。

(1) 被告人は、令和3年10月初旬頃、インターネッ

ト上の掲示板で知り合った氏名不詳者らから、現金自動預払機から現金を引き出す「仕事」の依頼を受け、暗証番号が記載された他人名義のキャッシュカード複数枚の交付を受けた。被告人は、氏名不詳者らから、平日午前9時頃から前記キャッシュカードを所持して現金自動預払機付近で待機し、電話の指示で直ちに現金を引き出すこと、報酬は引き出した現金50万円につき1万円であることなどを伝えられた。被告人は、この「仕事」が特殊詐欺等の犯罪行為によって得られた現金を引き出すものである可能性を認識した上で、これを引き受けた。

(2) 被告人は、前記依頼の翌日以降、平日午前9時頃から午後5時頃までの間、現金自動預払機の設置場所付近で待機し、氏名不詳者らから電話で指示があれば直ちに、前記キャッシュカードのうち指示されたものを用いて現金自動預払機から現金を引き出し、氏名不詳者らの指示に従って、引き出した現金から報酬を差し引き、残りを指定されたコインロッカーに入れるなどして回収役の者に交付した。被告人は、暗証番号が記載された他人名義のキャッシュカードを更に受け取るなどしながら、これと同様の流れで、本件各窃盗に及んだ。

2 以上の事実関係は、被告人の引き出す現金が詐欺等の犯罪に基づいて被告人の所持するキャッシュカードに係る預貯金口座に振込送金されたものであることを十分に想起させ、本件のような態様の電子計算機使用詐欺も、被告人が想定し得る詐欺等の犯罪の範囲に含まれていたといえるから、被告人は、そのような電子計算機使用詐欺に関与するものである可能性を認識していたと推認できる。被告人は、この認識の下、本件各電子計算機使用詐欺の当日午前9時頃から現金自動預払機の設置場所付近で待機し、氏名不詳者らにおいても、被告人が待機し現金の引き出しを行うことを前提として、本件各電子計算機使用詐欺に及んだといえるから、本件各電子計算機使用詐欺の初回の犯行までには、氏名不詳者らが行い、被告人が現金の引き出しを担う電子計算機使用詐欺について、暗黙のうちに意思を通じ合ったと評価することができる。そして、被告人は、氏名不詳者らから指示を受けて、Aらが振込送金する操作をしてから短時間のうちに現金を引き出しているところ、被告人が果たした役割は、本件各電子計算機使用詐欺による財産上不法の利益を直ちに現金として引き出して確保するという本件各電子計算機使用詐欺の犯行の目的を達成する上で極めて重要なものということができる。したがって、本件の事実関係の下においては、被告人と氏名不詳者らとの間で、本件各電子計算機使用詐欺の共謀が認められる。

原判決は、被告人が本件各電子計算機使用詐欺の行

為態様等を全く把握しておらず、氏名不詳者らにおいても被告人の認識の有無について関心を有していないことを重視するが、そのような事情は意思連絡を認める妨げとはならない上、被告人の認識内容を具体的に検討することなく、本件各電子計算機使用詐欺についての意思連絡を否定しており、不合理といわざるを得ない。また、原判決は、被告人が本件各電子計算機使用詐欺の実行行為を何ら分担していないこと、被告人以外にも振込先口座から現金を引き出す役割を果たす者がいた可能性があり、被告人の存在が必要不可欠であるとはいえないこと、被告人が本件各窃盗の報酬と認識して報酬を受け取っていたことなどを指摘して、共謀が認められないともいう。しかし、それらの事情は、被告人が氏名不詳者らと意思を通じ合って本件各電子計算機使用詐欺による財産上不法の利益を確保するという極めて重要な役割を担ったことに鑑みれば、共謀を否定する事情となり得ない。

3 したがって、原判決が、被告人に本件各電子計算機使用詐欺の共謀を認めることができないとした点には、事実誤認があり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

よって、刑訴法411条3号により原判決を破棄することとし、以上の検討によれば、本件各電子計算機使用詐欺の共謀を認めた第1審判決の判断は、その結論において是認することができ、また、記録に基づいて検討すると、被告人のその余の控訴趣意もいずれも理由がなく、結局、第1審判決を維持するのが相当であるから、同法413条ただし書、414条、396条により被告人の控訴を棄却し、原審における未決勾留日数の算入につき刑法21条、原審における訴訟費用につき刑訴法181条1項ただし書を適用することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官平木正洋の補足意見がある。

裁判官平木正洋の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛同するものであるが、法廷意見が「本件のような態様の電子計算機使用詐欺も、被告人が想定し得る詐欺等の犯罪の範囲に含まれていたといえる」とした点について補足しておきたい。

1 原判決は、被告人に本件各電子計算機使用詐欺の共謀共同正犯が成立しない理由として、被告人が、本件各電子計算機使用詐欺の行為態様等の本質的な部分を含め、その内容を全く把握していなかったという点を重視している。

確かに、いわゆる出し子であった被告人は、本件各電子計算機使用詐欺の共犯者らから、本件各電子計算機使用詐欺の行為態様について説明されていなかった。また、電子計算機使用詐欺罪の構成要件の内容は、通

常の詐欺罪のそれと比べると、一般人にとって理解しにくいものであるといえる。さらに、本件各電子計算機使用詐欺の行為態様は、実行犯（いわゆる架け子）が、被告人の所持するキャッシュカードに係る預貯金口座に振込送金をしたAら（本件各電子計算機使用詐欺の実質的被害者）を、間接正犯の道具として利用し実行したというやや特殊なものであった。

2 しかし、被告人は、共犯者（指示役）から依頼された「仕事」が、特殊詐欺等の犯罪行為によって得られた現金を現金自動預払機から引き出すものである可能性を認識した上で、これを引き受けたものであって、この認識は、実行犯の行う特殊詐欺等の犯罪行為が、うそをつき人を欺いてその者に現金自動預払機を操作させ振込送金させるという行為態様のものであるとの未必的認識を含むものであったと認められる。

3 ところで、本件各電子計算機使用詐欺の犯行において、電子計算機使用詐欺罪の電子計算機に虚偽の情報を与える行為（刑法246条の2）は、うそをつき人（Aら実質的被害者）を欺いてその者に振込送金の操作であると気付かせないで現金自動預払機を操作させ振込送金させるというものであった。そして、被告人が想定していた犯罪の一つである特殊詐欺（振り込め詐欺）の犯行においては、詐欺罪の人を欺いて財物を交付させる行為（同法246条1項）は、うそをつき人（詐欺の被害者）を欺いてその者に振込送金の必要があると誤信させて現金自動預払機を操作させ振込送金させるというものである。両者を比較すると、各構成要件における中核的な行為態様は、いずれも、うそをつき人を欺いてその者に現金自動預払機を操作させ振込送金させるというものであることが分かる。

前記2のとおり、出し子であった被告人が、実行犯の行う犯罪行為に対して有していた未必的認識は、うそをつき人を欺いてその者に現金自動預払機を操作させて振込送金させるという行為態様に対する認識を含むものであったから、前記の中核的な行為態様に対する認識を包含するものであったと評価することができる。本件のように実行犯（架け子）と出し子の（指示役を介しての）黙示の意思連絡が問題となる事案において、実行犯の行う犯罪行為に対する出し子の認識としては、この程度のもので足りるというべきであろう。もとより、出し子において、実行犯の行う犯罪行為が電子計算機使用詐欺罪の構成要件に当てはまるものであるかどうかまで認識する必要はない。

4 以上によれば、前記2の認識を有していた被告人にとっては、本件のような態様の電子計算機使用詐欺も想定し得る詐欺等の犯罪の範囲に含まれていたといえるのである。

検察官松下裕子、同太田玲子、同鈴木慎二郎 公判

出席

（裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 宇賀克也 裁判官
林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博）

最高裁判所判例要旨

刑事

- 第1審の有罪判決をした裁判官が当該被告事件の控訴裁判所のする保釈に関する裁判に関与することの適否

|| 令和7年(し)第328号
令7・5・21一小決 取消差戻し
|| 刑集79巻4号 本誌1864号

第1審の有罪判決をした裁判官は、刑訴法20条により、当該被告事件の控訴裁判所のする保釈に関する裁判についての職務の執行から除斥される。

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 地方公共団体が経営する自動車運送事業のバスの運転手として勤務していた職員が運賃の着服等を理由とする懲戒免職処分に伴って受けた一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

|| 令和6年(行ヒ)第201号
令7・4・17一小判 破棄自判
|| 裁判集民272号 本誌1862号

地方公共団体が経営する自動車運送事業のバスの運転手として勤務していた職員が、運賃の着服及び禁止されていたバスの車内における電子たばこの使用を理由とする懲戒免職処分を受けたことに伴い、京都市交通局職員退職手当支給規程（昭和57年京都市交通局管理規程第5号の2）8条1項1号の規定により一般的の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けた場合において、次の(1)及び(2)など判示の事情の下においては、同処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断には、上記事業の管理者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

- (1) 上記の運賃の着服は、勤務中、乗客から運賃の支払を受けた際に受け取った金銭を売上金として処理することなく着服したものであった。
- (2) 上記の電子たばこの使用は、バスの運転手として乗務の際に、1週間に5回使用したものであった。

記事

◎叙位・叙勲（5月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和7年5月、死亡者のみ）」
のとおり

◎人事異動

名古屋地方・家庭裁判所岡崎支部判事補

東京地方裁判所判事補 橋之口 峻
(7月6日)

札幌地方・家庭裁判所判事補

東京地方・家庭裁判所立川支部判事補 佐々木 麗
岐阜地方・家庭裁判所判事補

福岡地方・家庭裁判所小倉支部判事補 飯塚大航
(以上7月7日)

広島地方・家庭裁判所福山支部判事補

東京地方・家庭裁判所判事補 佐藤有紀
(7月8日)

定年退官

東京高等裁判所判事 三角比呂
(7月14日)

東京高等裁判所判事

前橋地方裁判所長 門田友昌
前橋地方裁判所長

事務総局総務局長 小野寺真也
事務総局総務局長

東京地方裁判所判事 清藤健一
東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事 松本 真
(以上7月15日)

東京地方裁判所判事補 雨宮竜太
同 小橋陽一郎
(以上7月16日)

東京高等裁判所判事 竹内 努
同 春名 茂

静岡地方・家庭裁判所判事補 一社紀行
鹿児島地方・家庭裁判所判事補
(以上7月18日)



政

◎道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(令和七年六月二〇日公布 政令第二二一號)

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。
道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

令

(別紙)

叙 位 ・ 叙 獲 (令和7年5月、死亡者のみ)

元千葉家庭裁判所事務局長	原 義 勝	5. 4	正五位
元熊本家庭裁判所事務局長	阿 部 榮 藏	5. 21	従五位
元東京高等裁判所判事	横 山 国 輝	5. 22	従三位
元日本弁護士連合会常務理事	小 林 勝	5. 22	従五位 旭小